



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月31日  
号外(2)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 規 則

- 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(スポーツ課) ..... 1
- ※滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会規則(企画調整課) ..... 1
- ※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課) ..... 2
- ※滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(健康寿命推進課) ..... 3
- ※滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康寿命推進課) ..... 4
- ※滋賀県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則(農政課) ..... 5
- ※滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(水産課) ..... 6
- ※滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課) ..... 12
- ※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課) ..... 12
- ※滋賀県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ課) ..... 13
- ※滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則(事業課) ..... 13
- ※滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則(下水道課) ..... 14
- ※滋賀県自治振興交付金交付規則の一部を改正する規則(市町振興課) ..... 14

### ○ 訓 令

- ※滋賀県職員安全衛生管理規程の一部改正(総務事務・厚生課) ..... 14

### ○ 告 示

- ※公衆浴場入浴料金の統制額の指定(生活衛生課) ..... 14
- ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課) ..... 15
- ※滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課) ..... 18
- ※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正(監理課) ..... 18
- ※滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正(監理課) ..... 19

## 規 則

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第24号

### 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例(令和4年滋賀県条例第42号)の施行期日は、令和5年4月1日とする。

滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第25号

### 滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県総合企画部建設工事等総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるもの

とする。

(委員長および副委員長)

**第2条** 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、県の職員である委員のうちから知事が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第4条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。

6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

**第5条** 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、総合企画部企画調整課において処理する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第26号

#### 滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(総務部事業課を除く。)」を削り、「局」の右に「(総務部びわこボートレース局を除く。)」を加える。

第52条第1項中「納入義務者は」の右に「、次条第1項の規定により会計管理者または出納員に納付する歳入を除き」を加え、「会計管理者、出納員または」を削る。

第62条の2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第235条第1項中「年2.5パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率」に改め、「とする債権」の右に「(法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権に限る。次条第2項において同じ。)」を加え、「年10.75パーセント」の割合でを「滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第4条第1項に規定する割合)を乗じて」に改める。

別表第1出納員の表第2条第2号に規定する課の部中「琵琶湖保全再生課」の右に「、森林政策課」を加え、「森林政策課」を「びわ湖材流通推進課」に改め、「課長および」を削る。

別記様式第50号(その2)中 「(出納員)

を 「(出納員)



に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第50号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第27号

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県児童福祉法施行細則(昭和61年滋賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

生年月日	年 月 日	性 別	
------	-------	-----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に

改める。

別記様式第3号(表)中

受給者番号										性別	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

を

受給者番号											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め

る。

別記様式第5号(表)中

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

別記様式第6号(表)中

ふりがな 氏 名		性 別	生 年 月 日
個人番号	.....		年 月 日

を

ふりがな 氏 名		生 年 月 日
個人番号	.....	年 月 日

に

改める。

別記様式第7号(表)中

ふりがな 氏 名		性別	
-------------	--	----	--

を

ふりがな 氏 名	
-------------	--

に

改める。

別記様式第10号中

ふりがな 氏 名		性 別	生 年 月 日
			年 月 日

を

個人番号	.....	
------	-------	--

ふりがな 氏名		生年月日	に改
個人番号	.....	年月日	

める。

別記様式第10号の2(表)中

ふりがな 氏名		性別	生年月日	を
			年 月 日 (才)	

ふりがな 氏名		生年月日	に
個人番号	.....	年 月 日 (才)	

改め、同様式(裏)中

世帯員氏名		受診者との続柄		を
世帯員氏名		受診者との続柄		

世帯員氏名		個人番号	受診者との続柄	に
世帯員氏名		個人番号	受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号	受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号	受診者との続柄	
世帯員氏名		個人番号	受診者との続柄	

改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第28号

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(その1)中

生年月日	年 月 日	性別		を
------	-------	----	--	---

生年月日	年 月 日			に
------	-------	--	--	---

改め、同様式(その2)中

生年月日	年 月 日	性別		を
------	-------	----	--	---

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」に

改める。

別記様式第3号(表)中

「

受給者番号		性別	
-------	--	----	--

」を

「

受給者番号	
-------	--

」に

改める。

別記様式第4号(表)中

「

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

」を「

生年月日	年 月 日
------	-------

」に改める。

別記様式第5号(表)中

「

ふりがな 氏 名		性 別	生 年 月 日
			年 月 日

」を

「

ふりがな 氏 名		生 年 月 日
		年 月 日

」に

改める。

別記様式第9号中

「

ふりがな 氏 名		性 別	生 年 月 日
			年 月 日

」を

「

ふりがな 氏 名		生 年 月 日
		年 月 日

」に

改める。

別記様式第10号(表)中

「

ふりがな 氏 名		性 別	生 年 月 日
			年 月 日 ( 才 )

」を

「

ふりがな 氏 名		生 年 月 日
		年 月 日 ( 才 )

」に

改める。

**付 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

**滋賀県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則**

滋賀県農業協同組合検査規則(昭和57年滋賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第132号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「もしくはこれらの子会社または農事組合法人」を「、農事組合法人、法第11条の2第2項に規定する子会社または法第11条の19第1項第4号に規定する共済代理店」に改める。

第3条第1項中「知事の検査命令に基づき」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定により検査員に検査を行わせる場合には、当該検査の責任者に対して検査命令書(別記様式第1号)を交付するものとする。

第3条に次の2項を加える。

3 検査の責任者は、検査に際して組合等の役員その他の責任者に対し、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

4 法第94条第7項の証明書は、農業協同組合検査員証(別記様式第2号)によるものとする。

第5条を次のように改める。

(検査の方法)

**第5条** 検査は、実地の検査、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。第13条において同じ。)の検査またはこれらを組み合わせた方法により行うものとする。

第6条第1項中「前日」を「組合等の主たる事務所の前業務日」に改める。

第9条中「経営管理者(組合にあつては、組合長、常勤理事等(経営管理委員会を置く組合にあつては、経営管理委員会長を含む。))」を「役員その他の責任者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があるときは、組合等の監事の立会を得ずに検査を行うことができる。

第11条中「役員および使用人」を「組合等の役員および職員」に改める。

第14条中「、検査の終了に際して」を削り、「組合長、常勤理事、監事、参事等」を「組合等の役員その他の責任者」に改める。

第15条中「農業協同組合法」を「法」に、「検査により明らかになつた事項について」を「検査結果についての」に、「聴取した上で、速やかにその欠陥を是正させ、その長所を伸長させるように努めるものとする」を「聴取しなければならない」に改める。

第17条の見出しを「(検査書の交付)」に改め、同条中「について、検査指示書」を「を記載した検査書」に改め、「交付する」の右に「とともに、当該組合等に対し、期限を定めて、その改善または整備の状況について報告を求め」を加える。

別記様式第1号中「滋賀県知事」を「滋賀県知事」に改める。

別記様式第2号(裏)中「農業協同組合、農業協同組合連合会もしくはこれらの子会社または農事組合法人の」を削る。

**付 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第30号

**滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年滋賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(貸付資格の認定の申請)」に改め、同条中「貸付申請者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(別記様式第1号。以下「貸付申請書」という。))」を「法第7条第1項の規定による認定(次条において「貸付資格の認定」という。))を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(別記様式第1号)」に改め、同条第1号中「事業計画書」を「経営等改善措置、生活改善措置または青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改める。

第8条の見出しを「(貸付け)」に改め、同条第3項中「知事は、」の右に「貸付資格の認定および」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「より」を「よる貸付資格の認定および」に、「沿岸漁業改善資金貸付決定通知

書(別記様式第3号)」を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(別記様式第4号)および沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記様式第5号)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「前条」を「前項」に、「より貸付申請書の」を「よる」に改め、「受けたときは、」の右に「法第8条の規定に基づき」を、「認めるときは、」の右に「貸付資格の認定および」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

貸付申請者は、前条の規定による提出と併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

第9条中「前条第2項」を「前条第3項」に、「別記様式第4号」を「別記様式第6号」に改める。

第10条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改める。

第12条中「別記様式第6号」を「別記様式第8号」に改める。

第13条第2項中「別記様式第7号」を「別記様式第9号」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第7条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、経営等改善措置・生活改善措置・青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

注1 不用の文字は、抹消してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

「別記様式第2号中 事業計画書」を「経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金および環境対応型養殖業推進資金以外の資金用」を「経営等改善措置に関する計画（新養殖技術導入資金用）」に、「事業計画書（資源管理型漁業推進資金用）」を「経営等改善措置に関する計画（資源管理型漁業推進資金用）」に、「事業計画書（環境対応型養殖業推進資金用）」を「経営等改善措置に関する計画（環境対応型養殖業推進資金用）」に、

「事業計画書（生活合理化設備資金および住居利用方式改善資金用）」を「生活改善措置に関する計画（生活合理化設備資金および住居利用方式改善資金用）」に、

「事業計画書（婦人・高齢者活動資金用）」を「生活改善措置に関する計画（婦人・高齢者活動資金用）」に、「事業計画書（研修教育資金用）」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（研修教育資金用）」に、「事業計画書（高度経営技術習得資金用）」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（高度経営技術習得資金用）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）」を

（漁船漁業を開始する場合）」に、

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）」を

（漁船漁業を開始する場合）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（漁船漁業を開始する場合）」に、

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「青年漁業者等養成確保措置に関する計画（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

「事業計画書（漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用）」を

（養殖業を開始する場合）」に、

改める。

別記様式第7号を別記様式第9号とし、別記様式第4号から別記様式第6号までを別記様式第6号から別記様式第8号までとする。

別記様式第3号中「先に」を「年月日付けで」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

## 様式第3号(第8条関係)

## 沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条第1項の規定により、沿岸漁業改善資金( )の貸付けを申請します。

資 金	種 類	償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借受けようとする 事業費および申請額		
					事 業 量	事 業 費	申 請 額
		年	年	月 日		千円	千円

連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申請者との関係

担 保 物 件

償 還 計 画												事務 委託 機関	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目		
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名または名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額または出資の総額	
常時使用する従事者数	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第4号(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

第 年 月 日 号

(宛先)  
申請者

滋賀県知事



沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定の申請については、これを認定します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

**付 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、令和4年度の貸付けに係る資金から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

**滋賀県規則第31号****滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

滋賀県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年滋賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

第16条の見出し中「向上」を「一層の向上」に改め、同条中「向上のための建築物の新築等の工事が」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事が」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」に改める。

第17条の見出し中「向上」を「一層の向上」に改め、同条第1項中「向上のための建築物の新築等の工事を取りやめよう」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめよう」に、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」に改める。

第18条第1項中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

別記様式第11号中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

別記様式第17号中「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」に、「向上のための建築物の新築等が完了したので」を「一層の向上のための建築物の新築等が完了したので」に、「向上のための建築物の新築等が行われた」を「一層の向上のための建築物の新築等が行われた」に改める。

別記様式第18号中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」に、「エネルギー消費性能向上の」を「エネルギー消費性能の一層の向上の」に改める。

**付 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

**滋賀県規則第32号****滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則(昭和35年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項を次のように改める。

条例別表第1第3項第3号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 住宅が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号に定める基準(借上げに係る住宅にあつては、同令第1条第1項第2号に定める基準)に適合することとなる措置(住宅の状況から当該措置によることが適当でない特別な事情があるときは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-1(3)イにおける等級4またはロ①における等級4の基準に適合することとなる措置)

(2) 気候、風土、住宅の状況等から太陽光の利用が困難である場合を除き、住宅または敷地に太陽光発電設備を設けること。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第22条第1項の規定は、この規則の施行の日後に建築に係る設計に着手した県営住宅について適用する。

滋賀県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第33号

滋賀県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県都市公園条例施行規則(昭和53年滋賀県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「ただし、」の右に「奥びわスポーツの森の」を、「グラウンドゴルフ場」の右に「ならびに彦根総合スポーツ公園の陸上競技場および補助競技場(個人使用に限る。)」ならびに「トレーニング室」を加え、「利用券」を「、利用券」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第34号

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走事業会計規則(平成29年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部事業課」を「総務部びわこボートレース局」に改める。

第7条中「総務部事業課長」を「総務部びわこボートレース局長」に、「課長」を「局長」に改める。

第8条第1項、第2項、第4項および第5項、第12条第1項、第13条第1項、第14条、第17条、第18条、第21条、第22条、第23条第1項、第24条第2項および第3項、第34条、第35条、第43条、第45条、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条第1項、第54条から第56条まで、第58条第1項、第59条、第60条、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第67条第1項、第69条、第70条第1項、第72条、第73条第1項、第74条第1項ならびに第75条中「課長」を「局長」に改める。

第78条の見出し中「延滞料」を「延滞金」に改め、同条第2項中「年10.75パーセントの」を「滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(昭和25年滋賀県条例第44号)第4条第1項に規定する」に改める。

第81条から第83条まで、第91条第1項、第92条第1項、第93条第1項、第94条第1項、第95条第1項、第96条から第99条までの規定中「課長」を「局長」に改める。

第103条中「総務部事業課」を「総務部びわこボートレース局」に、「総務部事業課長」を「総務部びわこボートレース局長」に改める。

第107条第1項中「課長」を「局長」に改める。

別表第2第1項の表中「1,300円」を「1,400円」に、「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「78円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「390円」を「430円」に、「780円」を「860円」に、「13円」を「14円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「650円」を「710円」に改める。

別記様式第23号中

課
職・氏名
印
内線 ( )

を

びわこボートレース局
職・氏名
印
内線 ( )

に

改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第23号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第35号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則(平成31年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第79条の見出し中「延滞料」を「延滞金」に改め、同条第2項中「年10.75パーセントの」を「滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(昭和25年滋賀県条例第44号)第4条第1項に規定する」に改める。

別表第2第1項の表中「1,300円」を「1,400円」に、「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「78円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「390円」を「430円」に、「780円」を「860円」に、「13円」を「14円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「650円」を「710円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

滋賀県自治振興交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第36号

滋賀県自治振興交付金交付規則の一部を改正する規則

滋賀県自治振興交付金交付規則(平成21年滋賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業」を「在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業  
小規模老人クラブ活動助成事業」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第5号

滋賀県職員安全衛生管理規程(昭和59年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第11条第1項中「係( )」の右に「別表第2に定める基準に該当する地方機関(合同庁舎に所在する本庁の係を含む。)を除く。」を加える。

第20条第6項を削る。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第146号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、公衆浴場入浴

料金の統制額を次のように指定し、令和5年5月1日から施行する。

令和2年滋賀県告示第141号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定)は、令和5年4月30日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

公衆浴場入浴料金の統制額

入浴者の区別	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
金額	490円	150円	100円

注 この表に定める統制額は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場の料金について適用する。

滋賀県告示第147号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第7条第2項中「経営力強化推進資金、」および「新型コロナウイルス感染症対応資金または」を削る。

第11条第1項および第11条の2第1項中「経営力強化推進資金、」を削る。

別表2セーフティネット資金の表資金使途の欄中

「不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、既往借入金(元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。)の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金を除く。増額については、土地のみを購入する場合に要するものを除く。)」

を 「不況による売上等の減少および取引先の倒産等に対処することを目的に、既往借入金(伴走支援型資金の融資を受けている者のうち、新型コロナウイルス感染症対応資金から借り換える者以外のものにあつては、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。)の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金(土地のみを購入した際に融資を受けた資金を除く。増額については、土地のみを購入する場合に要するものを除く。)」

に改め、同表融資限度額の欄中

「1億4,000万円以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、再生手続申立等事業者に対する関連債権額の範囲内、融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては、別に定める額)」

を 「2億2,000万円以内(増額分を含む。)(ただし、伴走支援型資金の融資を受ける者

「1億円以内(ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第1号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、再生手続申立等事業者

「2億6,000万円以内

「2億2,000万円以内(増額分を含む。)(ただし、伴走支援型資金の融資を受ける者

に対する関連債権額に、(増額分を含む。))」を  
の範囲内、融資対象者の欄(2)に該当する者  
にあつては、別に定める額、伴走支援型資金  
の融資を受ける者にあつては、借換資金と  
合算して1億円以内)」

にあつては、設備資金に改め、同表融資  
および運転資金と合算して1億円以内(増額  
分を含む。))」

利率の欄中「年1.5%以内」の右に「(固定)」を加える。

別表3政策推進資金の表経営力強化推進資金の項を削り、同表再生推進資金の項融資利率の欄中「金融機関所定」の右に「(固定)」を加え、同表がんばる企業応援資金の項融資利率の欄中「年1.5%以内」の右に「(固定)」を加え、同表に次のように加える。

DXデジタル推進資金	経営課題の解決や生産性の向上を目的として、デジタル技術の活用やシステムの導入等により、DXに取り組み、成長・競争力の強化を図る際に、必要となる設備資金および運転資金	デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指す中小企業者等	3,000万円以内	年1.5%以内 (固定)	10年以内	据置期間2年以内割賦償還	取扱金融機関所定	同上	中小企業者にあつては商工会議所または商工会、協同組合等にあつては中小企業団体中央会	借入申込書(別記様式第1号) 事業計画書 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書(別記様式第3号) 別に定める申込書類 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面
------------	--	---	-----------	-----------------	-------	--------------	----------	----	---	---

別表4短期事業資金の表新型コロナウイルス感染症対応資金の項を削り、同表原油価格・物価高騰対応資金の項融  
資利率の欄中「年2.2%以内」の右に「(固定)」を加える。

別記様式第1号中

「代表者名(ふりがな) \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 歳」を「代表者名(ふりがな) \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 歳」に、

「経営支援資金(□一般枠 □小規模企業者枠 □小規模企業者特別枠)  
セーフティネット資金(□新規枠 □借換枠)  
政策推進資金  
(□事業継続・新事業促進枠 □事業承継枠 □SDGs推進企業応援枠 □CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠 )  
開業資金(□創業枠 □創業サポート枠 □女性創業枠)  
緊急経済対策資金(□新規枠 □借換枠)」を

「経営支援資金(□一般枠 □小規模企業者枠 □小規模企業者特別枠)  
セーフティネット資金(□新規枠 □借換枠)  
政策推進資金(□事業継続・新事業促進枠 □事業承継枠 □SDGs推進企業応援枠  
□CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠 □DXデジタル推進枠)  
開業資金(□創業枠 □創業サポート枠 □女性創業枠)  
緊急経済対策資金(□新規枠 □借換枠)」に、

「(あつせん機関の長) \_\_\_\_\_」を「(あつせん機関の長) \_\_\_\_\_」に改

める。

別記様式第2号中

「代表者名(ふりがな) \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 歳」を「代表者名(ふりがな) \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 歳」に、

「セーフティネット資金(□ポストコロナ新規枠 □ポストコロナ借換枠)  
政策推進資金(□経営力強化枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠)  
短期事業資金(□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □コロナ枠 □原油価格・物価高騰対応枠)」を

「セーフティネット資金(□ポストコロナ新規枠 □ポストコロナ借換枠)  
政策推進資金(□再生支援枠 □がんばる企業応援枠)  
短期事業資金(□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □原油価格・物価高騰対応枠)」に改

める。

付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和5年4月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県中小企業振興資金融資要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第148号

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準(平成3年滋賀県告示第223号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第4中「貸付申請書」を「認定申請書および貸付申請書」に、「および」を「ならびに」に改める。

付 則

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

滋賀県告示第149号

滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第29条第1項中「建設機械器具」の右に「(第4項において「工事目的物等」という。)」を加え、同条第4項中「工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料もしくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「額に」を「損害の額に」に、「第6項」を「以下この項および第6項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策または災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

第29条第6項中「として」を「と」、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として」に改める。

第34条の2第10項および第47条第3項中「年10.75パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第51条を第52条とし、第50条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第51条** この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除および指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

**付 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 滋賀県告示第150号

滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和63年滋賀県告示第443号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第4条第1項ただし書中「までの中間において」を「までに」に改め、「定期の年の中間の年(以下「中間年」という。)」に」および「1回の」を削り、同条第2項中「中間年」を「定期の年の中間の年」に改める。

別表第2第1項第1号イ(ウ)中「障害者雇用率」を「障害者雇用者数」に改め、「の常用雇用労働者数に対する割合」を削り、同表第2項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 申請日の属する事業年度中に新たに競争入札に参加しようとする者については、前項第1号イ(ア) a および b 中「申請日の属する年1年間」とあるのは、「申請日の属する年の前年1年間」と読み替えるものとする。

別表第3第1項第12号中「障害者雇用率」を「障害者雇用者数」に改める。

**付 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

